



千葉電動労働組合

国鉄千葉電動労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号（電動車会館）

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939番

(公) 043(222)7207番

96.12.9 No. 4512.

千葉支社

運輸部は給料を返上しろ！

折り返し時間の整理に数ヶ月！ その4

末期的状態！

十二・ダイ改に向けた団体交渉のなかで、動労千葉の提起によつて、いくつかの問題が整理された。「整理された」と言つても、本来ならば、当然のこととしてキチンとされていなければならぬごく基本的な業務上の問題が、全くメチャクチャになつてしまつてゐるのだ。しかも、組合が指摘しても、違法行為だろうが就業規則違反だろうが間違いを間違いとして認めようとしたままである。業務能力の崩壊状況が相乘的に増幅し合つたり、デタラメにデタラメを重ねる対応が続けられるのだ。

そもそも、十二月ダイ改は、ダイ改直前の十一月十一日に數箇所に及ぶ提案の訂正が行われ、二六日に再訂正が行なわれるという状態のなかで新ダイヤに移行した。本来なら、ダイ改そのものを延期しなければならない事態だ。まさに、会社組織としての末期的症状である。

デタラメの極み

今回のダイ改交渉のなかで「整理」されたひとつ目の問題は、沿行路起床後の電話点呼と対面点呼に関する労働時間の考え方についてである。

既報のように、この間千葉運転区や京葉運輸区では、電話点呼と対面点呼が同じ時間に設定

され、組合が指摘しても、違法行為だろうが就業規則違反だろうが間違いを間違いとして認めようとしたままである。業務能力の崩壊状況が相乗的に増幅し合つたり、デタラメにデタラメを重ねる対応が続けられるのだ。

そもそも、十二月ダイ改は、ダイ改直前の十一月十一日に數箇所に及ぶ提案の訂正が行われ、二六日に再訂正が行なわれるという状態のなかで新ダイヤに移行した。本来なら、ダイ改そのものを延期しなければならない事態だ。まさに、会社組織としての末期的症状である。

団交でも

回答できず

しかし、何度も「ちゃんといた回答をせよ」と追及して、ダイ改ギリギリの二七日になつて、初めてこの間の取り扱いに問題があつたことを認め、別表のような回答がでてきたのである。何ヵ月もかかつてようやく、電話点呼開始から、点呼時間二分プラス付加時間五分プラス徒步時間後が対面点呼終了時間といふ「整理」が行なわれたのだ。

こんなことは、本来乗務員勤務制度が制定された時点での明確にされていなければならぬ筋合の問題である。あきれ果てる

数力月の末に

その後も何度も「ちゃんといた回答をせよ」と追及して、ダイ改ギリギリの二七日になつて、初めてこの間の取り扱いに問題があつたことを認め、別表のような回答がでてきたのである。

何ヵ月もかかつてようやく、電話点呼開始から、点呼時間二分

プラス付加時間五分プラス徒步時間後が対面点呼終了時間といふ「整理」が行なわれたのだ。

こんなことは、本来乗務員勤務制度が制定された時点での明確にされていなければならぬ筋合の問題である。あきれ果てる

運転士はこの間、当局のミスにより、睡眠時間を削られ続けたことになる。些細なミスを全て現場に転嫁する千葉支社よ。

これだけの重大な初步的な間違いをしておいて自分だけは責任逃れか。この責任は一体誰がとるのかー運輸部長は給料を返上し、削られた分の睡眠時間について遡って賃金を支払えー

責任は誰が！

電話点呼～対面点呼(終)

までの時間

御茶ノ水	11分 (徒步4分)
錦糸町	17分 (徒步10分)
成田	14分 (徒步7分)
成東	8分 (徒步1分)
勝浦	11分 (徒步4分)
上総一宮	12分 (徒步5分)
大原	9分 (徒步2分)
君津	10分 (徒步3分)
佐原	8分 (徒步1分)
鹿島スタ	8分 (徒步1分)

電話
点呼

対面点呼

上記表の時間
[点呼時間] [付加時間] [徒步時間]
2分 5分 箇所に応じ

ばかりだ。

しかし、これにもまだ問題はある。例えば、この時間のなかには対面点呼時間が含まれていない。電話点呼で二分が設定されるならば、二重に対面点呼が行なわれる箇所は、付加時間でこの対面時間を盛らなければならぬはずだ。また徒步時間も、各箇所のグルーピングのなかで矛盾がある。未だこの点はあいまいなままだ。

ころが、十日後に設定された団交渉での回答は、何と「今精査している」というのだ。しかしながら具体的な指摘をはじめるところなど回答できなくなり、「あらめ整理をした上で回答する」と団交が打ち切られてしまう始末である。